（手数料の還付等の処分の方式）

第四条の四　法第九条第一項及び第二項並びに第十条第二項の申立てについての金銭を還付する処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。

（非訟事件手続規則の準用）

第四条の五　法第九条第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分、同条第六項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第十条第二項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに法第十五条第一項（法第十六条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の決定に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定を準用する。

（現金をもつてする手数料以外の費用の予納）

第五条の二　特定申立てに係る手続において、法第十二条第二項の規定により同条第一項に規定する予納を現金をもつてする場合には、当該手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2　前項の場合において、法第十二条第一項の規定により予納を命じられた費用の概算額が百万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）第五条第二項に規定する方法により納付することができる。

3　一回の予納は、第一項の方法によりするものと前項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

（資料の提出等）

第九条　裁判所（法第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項又は第二十四条の規定により給付の額を定める場合にあつては、裁判所書記官。第三項において同じ。）は、法第三章に定める給付に関し必要があると認めるときは、その請求をする者に対し費用の明細書その他の資料の提出等を求めることができる。

2　特定申立てに係る手続において前項の規定により資料の提出を求められた者は、当該資料が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3　裁判所は、前項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年十月一日から施行する。

（特例手数料還付事件に適用する規定）

第二条　特例手数料還付事件については、第四条の四及び第四条の五の規定は適用せず、次条から附則第二十二条までに定めるところによる。

［新設］

（非訟事件手続規則の準用）

第四条の三　法第九条第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分、同条第八項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第十条第二項の申立て及びその申立てについての裁判並びに法第十五条第一項（法第十六条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）の決定に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定を準用する。

［新設］

（資料の提出等）

第九条　裁判所は、法第三章に定める給付に関し必要と認めるときは、その請求をする者に対し費用の明細書その他の資料の提出等を求めることができる。

［新設］

附　則

この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年十月一日から施行する。

［新設］